

# 廿日市市産業連携支援補助金

## 目的

ポストコロナのタイミングを狙い、新商品・サービスの開発に取り組む事業者等が連携して新たに実施する廿日市市の産業振興に資する事業に対し、補助金を交付します。

## 補助額

1 申請あたり上限 1 0 0 万円（予算額 3 0 0 万円）

※補助金の受領は事業完了後となります。また、予算がなくなり次第終了となります。

## 補助率

2 / 3

※連携型事業継続力強化計画の認定を受けた事業者、又は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家の指導を受け連携型事業継続力強化計画の申請を行った事業者が対象者のうち半数以上いる場合は補助率 3 / 4

## 補助対象期間

交付決定日から 令和 6 年 2 月 1 6 日（金）までに実施されたもの

## 申請受付期間

令和 5 年 5 月 1 日（月）から 令和 5 年 5 月 3 1 日（水）まで  
（以後、状況に応じ概ね 2 か月ごとに募集）

## 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ① 2 者以上の事業者で構成し、かつ過半数が市内事業者であること
  - ② 1 者以上が市内事業者かつ中小企業であること
  - ③ 廿日市商工会議所、佐伯商工会、大野町商工会、宮島町商工会の経営指導員等又は廿日市市産業振興課が事業者の個別相談支援事務を委託する専門家に対し、当該補助金申請前に事業の相談を概ね 1 時間以上行っていること
- ※上記以外にも要件がありますので詳しくは「廿日市市産業連携支援補助金交付要綱」をご確認ください。
- ※補助対象事業の実施にあたって進捗管理や補助金の受領等を統括する代表事業者を 1 者選出してください。